

伊勢崎市青少年善行表彰 候補者推薦のお願い

提出×切
9/10(水)

伊勢崎市青少年問題協議会では、**善い行いをした青少年**に対して表彰を行っています。
候補者の推薦について、皆さん、ぜひご協力ください。

表彰基準

市内に在住、在学又は在勤するおおむね25歳までの
青少年（団体を含む。）で、次のいずれかの基準に該当する人。

- (1) 人命救助、防火、防犯、事故防止並びに自然災害、又は人為災害の発生時に尽くした人または団体
- (2) ボランティア精神に富み、福祉や地域づくり、校内等での活動に積極的に尽くした人または団体
- (3) 自然環境の保護や環境改善に目を向け、その保全に心がけている人または団体
- (4) 困難に負けず、学業やスポーツ、芸術文化活動等に励み、周囲に善い影響を与え、他の模範となった人または団体
- (5) 地域の歴史や伝統文化の保存及び継承に尽くした活動を行った人または団体
- (6) 多文化共生による国際交流や国際理解等の活動に貢献している人または団体
- (7) その他、上記(1)～(6)以外で、会長が特段の功績を認めた人または団体

表彰方法

- (1) 青少年育成団体及び学校を中心として、関係団体の協力を得て実施する。
- (2) 表彰基準に基づき、該当者を推薦する。ただし、営利を目的とする団体等による直接の推薦は受け付けない。推薦したい場合は、対象者が在学または在勤する学校長等をもって行う。
- (3) 審査基準に該当しているか審査し、本協議会の承認を得て認められたものを表彰する。

審査基準

- (1) 表彰基準のいずれかを満たしていること。
- (2) ア 推薦理由の内容が推薦団体等の活動内容等に関連するものであること。
イ 市民等からの推薦の場合、推薦理由の内容を明確化し、必要に応じて根拠資料を提出すること。
ウ 本人及び親族からの推薦はできない。
- (3) 営利を目的とした行為又はこれに類する行為ではないこと。
- (4) 過去2年の間で表彰を受けた者に対する、同一基準による表彰はできない。
学校における委員会や部活動等、年度で構成員が変更になる場合はその限りではない。
- (5) なお、上記審査基準に該当しない場合は審査対象外とする。

応募方法

「伊勢崎市青少年善行表彰推薦書」
に必要事項を記入し、
直接持参、郵送、FAX、メールのいずれか
で市民活動課へ

提出・問い合わせ先

〒372-0014 伊勢崎市昭和町1712-2
伊勢崎市市民部市民活動課（市民交流館1階）
TEL・61-6712 FAX・61-6713
E-Mail・katudo@city.isesaki.lg.jp
第一・第三水曜日は休館です。